

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第三十四号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ、」に改める。

第十一条の五第五項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第六項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第九条の三第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第十五条の二第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十条第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

第五条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第二項中「且つ」を「、かつ、」に改める。

第十五条の五第五項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第六項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第五項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第六項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第三条第一項並びに第十一条の五第五項及び第六項、第二条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第二条第二項及び第九条の三第三項、第三条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第三項及び第十五条の二第三項、第四条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第三項及び第二十条第三項、第五条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第三条第一項並びに第十五条の五第五項及び第六項並びに第六条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関

する条例第十八条の五第五項及び第六項の規定は、令和五年九月一日から適用する。